

平成16年3月26日

内閣官房 知的財産戦略推進事務局長
荒井 寿光 殿

東大阪商工会議所
会頭 地引 啓

中小企業における知的財産創造のための

基盤整備と保護・活用に関する要望

中小企業は、日本経済の基盤を支え、地域経済の担い手として大きな役割を果たしている。とりわけ、革新的中小企業は、地域における機関車的役割をもっているものの、その事業を支えている知的財産権については、基盤整備が不十分であり、次から次へと生み出されていく仕組みが構築されているとは言えない。

また、知的財産権を巡る様々な施策も充実の方向にあるが、改善すべき点も多く、取得や保護についても検討すべき点が残されている。

政府におかれては、昨年夏、知的財産戦略本部で、「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」をまとめられ、法改正を検討中とのことであるが、下記の点について、充分にご賢察され、法に反映されることをここに要望する。

記

1. 知的財産創造の基盤整備

(1)産官学共同研究への積極支援

産官学連携は様々な面で推進されつつあるが、中小企業では共同研究費の調達がネックとなるケースが多く、これに対し、積極支援されたい。

(2)地域新生コンソーシアム事業等の中小企業枠拡充

ベンチャー企業が大学や公設試験研究機関とのコンソーシアムを編成して、研究開発チームを結成することは、知的財産創造に極めて有効であるが、「地域新生コンソーシアム」事業等の中小企業枠を大幅に拡充されたい。

(3)地域産業クラスター創設にむけた大型プロジェクトへの支援

上記(2)のコンソーシアムを拡大し、地域に新産業を集積するクラスターを創出できる程度の大型プロジェクトを創設されたい。

(4)先端テクノロジーのプロセスファウンドリー拠点整備

クラスター創出のためには、先端テクノロジーの分野でプロセスファウンドリーを整備し、高額な設備の活用や評価分析が可能となるよう配慮されたい。

2．知的財産創造の環境整備

(1)大学知的財産部への支援拡充

国立大学を中心として知的財産部の設置が相次いでいるが、私立大学へも、支援を徐々に拡充されたい。

(2)評価・担保制度への早期実施

資産の乏しい中小ベンチャーにとって、知的財産権は、大きな資産であるが、担保として認定され難く、評価体制や流通市場もあわせて整備されたい。

(3)特許電子図書館の応答性能アップ

特許電子図書館の設置に関しても一定の評価はできるが、応答性能に問題があり、これを改善されたい。

(4)知的財産技術の評価と市場調査機関の創設

知的財産権を事業化へ移行する際、その技術の評価や市場調査は、極めて専門的であり、民間企業に委託するとその負担はかなりきつい。公設の技術評価と市場調査機関を創設し、同時に、有望なものは金融面での支援を強化されたい。

3．知的財産権取得の為の減免措置と簡略化等

(1)出願・審査費用の減免

出願や審査に係る費用がかなりの金額となっており、必要最低限のものにならざるを得ず、開発戦略上、不利になるケースが生じている。そこで、例えば『中小企業のための減免制度の拡充』等、何らかの助成を図られたい。

(2)弁理士の専門分野明確化と料金体系への競争主義導入

弁理士の専門分野が不透明であり、調査や審査内容に即した相談ができる様、明確化すると共に、料金体系にも競争主義を導入されたい。

(3)電子出願のインターネット対応

電子出願については、ISDN対応となっているが、これをインターネットでも対応可能となる様、整備されたい。

(4)特許出願予納金処理の簡略化

特許印紙送付による予納や現行の振込制度では即日対応の場合、間に合わないことがあり、送金及び予納台帳への反映時間を短縮されたい。

4 . 知的財産権の保護

(1) 特許侵害への適切な対応と迅速化

警告や訴訟を起こした時、先方による対抗措置として無効審判がおこされるケースには、販売が放置されたままとなるので、無効審判の審理機関の一層の短縮化を図られたい。

(2) 国際特許侵害への対応

特許侵害が国際間にまたがる場合、訴訟金額も大きく、審判の場所も国外となるケースもあり、中小企業では、泣き寝入りせざるを得ない。国際的な特許侵害については、特別な相談窓口を設置されたい。

(3) 先使用权認定の簡便化

特許を取得するまでもない実用新案やノウハウなどについて、保有時期を証明するための公証日付は、日常の商取引で使用する書類等でも確認が可能となる様な簡便化した方法を考慮されたい。

平成 16 年 4 月 2 日

内閣官房知的財産戦略推進事務局長
荒井 寿 光 殿

東大阪商工会議所
会 頭 地引 啓
常議員 小川 洋史
常議員 山本 為信
会 員 武内 勇

中小企業における知的財産創造のための基盤整備と保護・活用に関する追加意見書

東大阪商工会議所において、中小企業における知的財産創造のための基盤整備と保護・活用に関するヒアリングを行ったところ、中小企業者側から特に下記の意見が出されました。充分にご賢察され、政府の推進計画に反映されることを要望いたします。

記

1. 中小・ベンチャー企業に対する海外出願費用に対する財政支援

グローバル社会の中で、模倣品の排除など我が国の国際競争力を維持・強化するためには、中小・ベンチャー企業においても、積極的に海外で特許を始め意匠、商標といった知的財産権を取得することが必要不可欠である。しかし、出願費用は1カ国当たり約100万円と高額であり、しかも、複数の国への出願を要するため、中小企業では、資金繰りに支障をきたすため、出願を断念せざるを得ないケースが見られる。については、国からの助成金等、支援策をご検討願いたい。

2. 知的財産権への支援

中小・ベンチャー企業が知的財産権を活用していくにあたり、権利侵害への対応が大きな問題となっている。高額な訴訟費用と弁護士費用を懸念して訴訟に踏み切れない中小・ベンチャー企業が見受けられる。特に、海外での権利侵害においては、訴訟費用と弁護士費用に加え現地調査費用も必要になることから、中小・ベンチャー企業では、費用の面において対抗が困難であり、泣き寝入りするケースがある。

については、国においても、PL保険や貿易保険のような保険制度や法律扶助制度を参考とした中小企業向け訴訟費用の貸与制度、また、共済制度の導入など財政支援をご検討願いたい。

以上